

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営の健全性および透明性向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が重要と考えております。そのために、社外取締役、社外監査役による経営監視体制の強化に向けて、積極的に取り組んでおります。

また、全てのステークホルダーの皆さまに対して、四半期毎の決算や経営政策の迅速かつ正確な開示を基本として、企業の透明性を今後も高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イオン株式会社	3,985,900	57.42
マックスバリュ北海道共栄会	387,800	5.59
株式会社北洋銀行	339,000	4.88
イオンフィナンシャルサービス株式会社	265,000	3.82
株式会社北海道銀行	170,000	2.45
出戸 一成	140,400	2.02
マックスバリュ西日本株式会社	118,000	1.70
株式会社北陸銀行	106,000	1.53
出戸 信成	62,900	0.91
イオンデイライト株式会社	59,000	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	イオン株式会社 (上場:東京) (コード) 8267
--------	----------------------------

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	2月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社であるイオン株式会社および同社のグループ各社との取引に関しては、当社の事業活動に必要な財・サービス等の取引が、同社グループ内において可能な場合は、一般の市場取引と同様に交渉の上、決定しております。また、同社および同社グループ内の各社と取引を行う際には、当社の企業価値向上、当社株主全体の利益最大化を図るべく決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、よりよい効果または結果を導きだすべく、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独立性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
林 美枝子	学者													
水野 克也	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 美枝子			大学教授としての豊富な知識と経験を有しており、当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため。
水野 克也			公認会計士として、専門的な職務を経験され、豊富な知識と経験により当社の経営事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携につきましては、会計監査計画策定時、四半期レビュー監査時、期末監査時および内部統制評価レビュー時に情報共有および意見交換を行っております。また、必要に応じて会計監査人の監査等に立会い、緊密な連携の下に監査を行っております。さらに、第2四半期レビュー監査、期末監査および内部統制評価レビュー結果については、報告会を実施し監査指摘の改善に努めております。

監査役と内部監査部門の連携につきましては、内部監査方針、内部監査チェックリスト項目について意見交換を行い、また、内部監査部門が実施する内部監査報告および内部監査改善報告の説明を受け、意見交換を行い課題の共有と改善に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福岡 真人	他の会社の出身者													
橋本 昭夫	弁護士													
吉岡 征雄	弁護士													
後藤 鉄朗	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福岡 真人		親会社であるイオン株式会社に1978年に入社し、親会社を含むイオングループ企業に勤務しておりました。	イオン株式会社のグループ企業の取締役を経験され、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識により当社の事業活動の監査・監督等に十分な役割を果たしていただいております。
橋本 昭夫		橋本・大川合同法律事務所 弁護士	弁護士として幅広く企業法務に精通し、独立性に関する意識はもとより、当社の事業活動について法的側面、大所高所より取締役会の意思決定・業務執行に助言や指導をいただいております。

吉岡 征雄	彩北法律事務所 弁護士	検察官および弁護士としての豊富な経験からコンプライアンスの分野に精通されており、その視点に基づき経営の監督とチェック機能を担っていただいております。
後藤 鉄朗	親会社であるイオン株式会社に1976年に入社し、親会社を含むイオングループ企業に勤務しておりました。	イオン株式会社のグループ企業の取締役を経験され、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識により当社の事業活動の監査・監督等に十分な役割を果たしていただいております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬に関しては、原則として当社の経営成績および株価と連動し、職務の遂行を強く動機付ける報酬制度としており、企業価値の増大に貢献するものと考えております。
当社では、2007年6月開催の第46期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬型ストックオプションを導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

監査役に対する報酬等については、その独立性を確保するため、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションを採用しておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2016年度(第56期)の役員報酬の開示状況は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額	80百万円(うち社外5百万円)
監査役の年間報酬総額	19百万円(うち社外19百万円)
合計	99百万円(うち社外24百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

有価証券報告書に記載

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役、社外監査役を補佐する専従スタッフは配置していませんが、当社は取締役会の資料を事前に配布し、必要に応じて補足説明を行っております。また、監査役は、内部監査を所管する部署の職員に監査業務に必要な事項を命令することが出来るものとし、命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査を所管する部署長等の指揮命令を受けないものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 企業統治の体制

- ・当社は監査役設置会社であります。当社は、監査役会を設置し、社外監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。
- ・当社の基本的な経営管理組織として、取締役会、事業戦略会議、経営会議、業務執行決定会議、コンプライアンス委員会があります。
- ・取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成され、原則毎月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督しております。
- ・事業戦略会議は、常勤の取締役・監査役および本社の主要部署長が参加し、取締役会上程議案、戦略的課題およびその他課題を審議・検討することを中心に原則毎月1回開催しております。
- ・経営会議は、常勤の取締役・監査役、監査室長および本社の主要部署長が参加し、経営課題や全社的執行方針について審議、検討、報告することを中心に毎月1回から2回開催しております。
- ・業務執行決定会議は、常勤の取締役・監査役、監査室長および本社の主要部署長が参加し、業務執行の月度の反省の場として原則毎月1回開催しております。
- ・監査役4名(いずれも社外監査役)は、取締役会への出席および取締役からの営業報告の聴取や監査室からの情報収集のほか、重要な書類の閲覧等により、経営に関する監視、監査機能を果たしております。
- ・監査役会は、監査役4名(いずれも社外監査役)で構成され、公正、客観的な監査を行なうことを目的に原則毎月1回開催しております。
- ・会計監査人には、有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を委託しております。顧問弁護士につきましては、法律問題が生じたときには、随時確認しアドバイスを受ける体制をとっております。また、金融商品取引法に基づく内部統制評価のため、監査室に内部統制グループを設置しております。
- ・当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役2名、社外監査役2名との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(2) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査体制は、内部監査部門として監査室(8名)を設置し、会社法および金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善および業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類および経営計画等に準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているか等について調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を行っております。

監査役監査につきましては、常勤監査役1名、非常勤監査役3名、計4名(いずれも社外監査役)体制で行なっております。取締役会をはじめその他重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行の適法性、財産の状況等取締役の業務全般について監査を行なっています。監査役会、監査室および会計監査人は意見交換等により相互の連携を図りながら、監査の質的向上を図っております。

(3) 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は4名であります。

社外取締役林美枝子氏および社外取締役水野克也氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役福岡真人氏および吉岡征雄氏が監査役を務めるイオン北海道株式会社は、当社の兄弟会社であり店舗の賃貸等の取引があります。

社外監査役後藤鉄朗氏が監査役を務めるマックスバリュ東北株式会社は、当社の兄弟会社であります。当社と同社との間に取引関係はありません。

社外監査役橋本昭夫氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役林美枝子氏、水野克也氏および社外監査役吉岡征雄氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社であり、監査役会を設置し、社外監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

各監査役は経営者から一定の距離をおいた立場で取締役会に参加し、取締役の業務執行の状況について具体的に詳細な説明を求めることにより、経営監視の有効性を高めております。また、社外取締役、社外監査役が独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する検証を行う等、客観性および中立性を確保したガバナンスを確立しており、ステークホルダーから負託を受けた実効性の高い経営監視が有効に機能しているものと判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の20日前にあたる2017年4月28日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	直近の開催日は、2017年5月18日です。
その他	株主総会における報告事項は、ビジュアル化し株主さまに分かりやすい説明を心がけております。また、株主総会終了後に懇親会を開催し、株主さまとの交流の場を設けております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度は札幌市と苫小牧市において個人株主説明会を実施いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年に2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種説明会資料、事業報告書、月次売上昨年対比等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内に戦略・広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、グループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を行動の基本とし、地域社会、取引先さま、株主さま、従業員等のステークホルダーの立場の尊重について規定し、その遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	植樹活動、リサイクル活動、買物袋持参運動をお客さまと共に実施するとともに、ISO14001を取得しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、イオンの「お客さま中心」の共通基本理念および2003年4月に制定されたグループ共有の行動規範である「イオン行動規範」を取締役および使用人のすべての行動の基本とし、企業の社会的責任を果たすため、法令・企業倫理および社会規範等を遵守尊重するよう社内に周知徹底する。
 - (2) 当社は代表取締役社長を委員長とし、取締役、監査役、監査室、各部署長などを委員とする「コンプライアンス委員会」を設置し、「イオン行動規範」、「法令」等の遵守およびコンプライアンスに係る施策・整備・運用状況の審議など、コンプライアンス体制の監視・検証を定期的に行うとともに、その活動状況を月次ごとに取締役会に報告する。また、取締役の中よりコンプライアンスの責任者を任命し、当社のコンプライアンス体制の整備および問題点の解決に努める。
 - (3) 当社は、コンプライアンス意識の徹底・向上のため、従業員に対してコンプライアンス教育・研修を継続的に行う。
 - (4) 当社は、人事総務本部に内部通報制度窓口を設置するとともに、外部情報収集を定期的に行い、法令および定款の違反行為等を予防・早期発見し、迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する従業員の声を経営に反映させる。なお、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、懲戒規定に基づき厳正に処分する。また、必要に応じて外部の弁護士、公認会計士などの専門家を起用し、法令違反行為を未然に防止、かつそのために必要な措置を実施する。
 - (5) 当社の取締役会は、定期的に内部統制システムの有効性監査の報告を受けるとともに、コンプライアンス体制の問題の把握と整備に努める。
 - (6) 当社の監査役は、監査役会規則に基づき、取締役の職務執行について定期的な監査を実施し取締役会決議の内容ならびに取締役が行う内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証し、適時に助言・勧告等の意見の表明、取締役の行為の差止めなどを講じる。
 - (7) 当社の取締役が当社の他の取締役の法令・定款違反等の行為を発見した場合は直ちに監査役会および取締役会に報告するなどのガバナンス体制を構築する。
 - (8) 当社は、財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告に係る内部統制の体制を構築し、整備および運用状況の有効性評価を実施する。
 - (9) 当社の取締役は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段対応を行う。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社の取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）、その他法令に基づき作成される文書は法令に基づき適切に作成、保存され、その他重要な情報は、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存し管理する。
 - イ. 株主総会議事録と関連資料
 - ロ. 取締役会議事録と関連資料
 - ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事録または経過の記録
 - ニ. 取締役が決定者とする稟議書類
 - ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書
 - (2) 業務執行取締役は、その職務の執行に係る上記(1)に定める文書を社内規程に従い、定められた期間保管する。また、取締役および監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (3) 内部者取引防止規程の下に、経営管理本部が情報管理を行う。
 - (4) 当社は、経営企画部内に会社の重要な情報の適時開示およびその他の開示を所管する部署を管理する部署を設置するとともに、取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適切に開示する。
 - (5) 個人情報保護および営業秘密管理に関する規程を整備し、個人情報および重要な営業秘密を適切かつ安全に保存し管理する。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社の取締役は、当社の事業活動に関するリスクを定期的に、また必要に応じて把握・評価し、毎年の経営計画に適切に反映する。
 - (2) 当社はリスクマネジメント規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - (3) 当社は、以下の運営リスクにおける事業の継続を確保するための態勢を整備する。
 - イ. 地震、洪水、火災、事故などの災害により重大な損失を被るリスク
 - ロ. 取締役および使用人の不適切な業務執行により販売活動に重大な支障を生じるリスク
 - ハ. 基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - ニ. その他、取締役会がきわめて重大と判断するリスク
 - (4) 当社は、各事業部門を担当する取締役および部長は、それぞれの部門に係るリスク管理を行う。また、人事総務本部長は統括的に全社的なリスク管理をおこない、リスク管理の状況を取締役会に定期的に報告する。
 - (5) 当社は災害、環境等に関するリスクへの対応については、一元的に総務部が統括し、業務手順書の制定、マニュアルの作成・配布および教育・研修を継続的に実施し全従業員へ周知徹底する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は業務の有効性および効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規程に従い、各部門の会議、事業戦略会議等の審議を経て、取締役会において決定する。
 - (2) 当社の取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部署の長が迅速に遂行する。あわせて、内部牽制機能の確立を図るため、「組織および職務分掌規程」、「職務責任権限規程」を定め、それぞれの組織権限や実行責任者を明確化し、適切な業務手続きが行われるようにする。
 - (3) 当社の会社方針に基づいて事業活動が適正に運営されているか監査室が定期的に監査し、取締役および経営幹部に報告する。必要ある場合は、担当する取締役および経営幹部は是正処置を講ずる。
5. 当社ならびに親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社は、イオングループが定期的に主催する分野別部門長会議に参加し、法改正の動向と対応策および業務効率化に資する有益なベストプラクティス等の情報を積極的に有効活用する。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、当社の事情に応じて当社が自主決定する。
 - (2) 当社は、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況等に係る報告等を適宜受けとり、コンプライアンス

体制を強化する体制とする。

- (3) 親会社および親会社グループとの賃貸借契約・業務委託契約やプライベート商品等の売買取引等利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定する。また、それらの取引等の適切性・適法性を定期的に審議・検討の上、取締役会で決議・報告する。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その業務に限定した期間、必要な員数および求められる資質について、監査役と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。
 - (2) 監査役は補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。
 - (3) 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、その使用人の独立性を確保するため、監査役は補助使用人の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動および人事評価等人事権に係る事項の決定には事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
- (1) 当社の取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。
 - イ. 当社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事実の速やかな報告
 - ロ. 内部統制システムの整備状況の定期的な報告
 - ハ. コンプライアンス体制やリスクマネジメントに関する事項の定期的な報告
 - ニ. 内部通報の状況および事案の内容の速やかな報告
 - ホ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項の速やかな報告
 - ヘ. 法令・定款違反事項の速やかな報告
 - ト. 業務監査による業務監査結果の定期的な報告
 - チ. その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項の速やかな報告
 - (2) 報告の方法(報告者、報告受領者、電話・書面・電子メール等の伝達方法等)については、取締役と監査役との協議により決定するものとする。
8. 上記7の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- (1) 就業規則および内部通報者保護に関わる規定において、従業員が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事上の一切の不利益扱いを受けることがなく、懲戒その他の不利益処分の対象となることがないことを明示的に定める。また、懲戒規定により内部通報者への報復行為が行われた場合の厳罰処分が定められている。
 - (2) 監査役は、取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
 - (3) 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価および懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。
 - (4) コンプライアンス担当は、従業員に対する教育、研修の機会を通じて、従業員が、不利益扱いを懸念して取締役への報告または内部通報窓口への通報を思いとどまることがないように、啓蒙に努める。
 - (5) 内部監査室は、内部監査に際して、上記(1)および(4)の運用が徹底されているかにつき、定期的に検証する。
9. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づき費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社の監査役は、取締役会その他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するとともに、必要な意見を述べる事ができる。
 - (2) 当社の監査役は、当社の代表取締役社長および取締役ならびに会計監査人と会社の課題、リスク、監査環境の整備、監査上の重要課題について、それぞれ定期的に意見の交換を行う。
 - (3) 当社の監査室は、当社の監査役との間で定期的に会合を持ち、内部監査結果について協議および意見交換するなど、密接な情報交換および連携を図る。
 - (4) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部関連機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で法的手段を含めた対応を行うこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

内部監査部門の強化を図り、業務監査については、食品表示、衛生、労務および防災管理等コンプライアンスに係る項目の重点監査を行うとともに、本社監査にも力を入れ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ります。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

当社は、会社情報（投資者の投資判断に影響を与える事実や決算情報等）を透明性、公平性、継続性を基本として適時な情報の開示を行うため以下の体制を整備しております。

(1) 適時開示業務の担当組織および責任者

当社の重要な案件を審議、検討、決定する組織として取締役会、事業戦略会議、経営会議、業務執行決定会議があり、その主要会議体の事務局である経営企画部が会社情報取扱責任部署として担当しており、情報取扱責任者を経営管理本部長としております。

(2) 適時開示手続き

イ. 決定事実、決算に関する情報は、原則、社内各部署から取締役会に付議する案件を経営企画部が取りまとめ、付議議案の決議により経営管理本部長の確認の上、開示情報は東京証券取引所の適時開示情報および当社ホームページにて開示を行っております。

ロ. 発生事実に関する情報は、迅速な開示を行うため、社内各部署の情報を総務部が取りまとめ経営企画部と調整し、代表取締役社長および経営管理本部長の指示により、開示情報は東京証券取引所の適時開示情報および当社ホームページにて開示を行っております。

